

新聞報道に見る

「別府的ヶ浜事件」について

末 廣 利 人

一 はじめに

大正十一年三月二十五日午前十時頃おきた「別府的ヶ浜事件」については、すでに『大分県の百年』（一九〇八年 大分県刊、及び一九八六年 山川出版刊）や『大分県史 近代篇Ⅲ』（一九八七年、大分県刊）及び『別府市誌』（一九八五年、別府市刊）等に記述されているし、諸種の部落解放運動史においても、数多く言及されている。それらに共通していることは、いずれも『大分県警察史』（一九四三年、大分県警察部刊）及び的ヶ浜隠士著『別府・的ヶ浜事件真相』（一九二二年、世界平民社刊）を典拠としていることである。

約二十年を経過していたとはいえ、事件当事者の弁明と被災者の近辺に身をおいた者による事件直後の記録とを典拠とすれば、必要条件は満たされていよう。そして

この本質についても諸書にきびしく指摘されている。

しかし、『おおいた部落解放史』創刊号（一九八三年、大分県部落史研究会刊）において島崎二郎氏が一覧表を掲げているとおり、細部については諸書とも不一致の部分が少なくないというのが実状である。のちになって発掘され、今では一般にも閲覧可能となっている『大分新聞』を活用すれば、細部の詰めに関する材料とその周辺部についての多くの情報が得られるのではないか、というのが本稿の要旨である。重要と思われる資料の紹介も若干行いたい。

二 『大分新聞』発掘物語

『大分新聞』は明治二十二年に創刊され、先に発行されていた『豊州新報』とともに、日清戦争前後にそれぞれ大津家、長野家の経営となり、やがて県下の二大新聞となった。

その後、戦時中の統制で両者は合併をし、現在の『大分合同新聞』となったのである。メディアが多様化した今日でさえ、われわれの認識にしめる地方新聞の役割の

大きさは疑う余地はない。

大分県の近代史研究に際し『豊州新報』や『大分新聞』の存在が大切なことは、多くの人が認める処であろう。しかし今や、古い時代のまとまった新聞の発見など滅多にあり得ないことである。

昭和五十年代前半から十年余りを費した『大分県史』編さん(全二十一巻)の過程で収集したまとまった新聞は、『田舎新聞』(東京大学明治雑誌新聞文庫蔵)と『豊州新報』(大分合同新聞社蔵)であり、通報により発見、発掘、収集したのが、『田舎新報』と『大分新聞』であった。そのすべてが現在では、大分県立図書館で一般に閲覧が可能な状態にある。

『大分新聞』が熊本県小国町役場にあるらしいとの通報を受けた時には県史担当者一同まさに欣喜雀躍きんきせきやくした。北里柴三郎の出身地、小国町北里の養蚕施設を改良した小国町役場の倉庫には『大分新聞』が、大正七年から昭和十三年まで年次順に山の如く積上げられていた。何度か閲覧に出かけたものの、借り出して持ち帰るまでには、所有者との間で少からぬ紆余曲折うよくせつがあった。しかし今、たとえマイクロフィルムであれ、大分県内で一般閲覧の

態勢が整い、喜ばしい限りである。

三 『大分新聞』の記事内容

大正十一年当時、すでに中央では大新聞・小新聞の時代は過ぎ、『朝日』・『毎日』を中心に総合紙としての全国紙時代に入っていたが、大分県下では大新聞時代よろしく、『豊州新報』が政友会系、『大分新聞』が憲政会系として、旗色を鮮明にしていた。

時の県政幹部が田中千里知事以下、原敬、高橋これきよ是清の政友会内閣によって任じられていたことから、『豊州新報』は与党系の新聞であり、『大分新聞』が野党系新聞という配置であった。『大分新聞』はこの「的ヶ浜事件」をとりあげ、政敵政友会系県政の大失政事件として、三月二十八日以来約一か月にわたってキャンペーンを張り続けたのである。

田中知事のもと、警察部長は落合慶四郎、内務大臣はやがて政治友会分裂をねらう床次竹二郎とこなぐさ、本部から派遣され数次にわたって現地調査を行う八並代議士やっなみとは憲政会の八並貳治である。同じ時期の『豊州新報』をも並読

○全く暗の世界だ、聞け此の哀切あいつぐの声、悲惨を極めし部落民

○宗慶師を中心に至心会組織、部落民に対する同情既すでに活動開始さる

3月30日

○司法官も黙視すまい、法曹界の大問題だ、確に法律上の責任は免れぬと、某弁護士、慨然として語る

○内相打消す、真否調査のまえに、絶対信ぜられないと

○事実なら残念だ、殿下の御思召に背く、福田閑院宮御付武官談、警察側の弁明

3月31日

○事実を無視した県警察部発表、之れに対し本社は更らに調査した、見よ其の事実を、悲惨ならずや部落民との対話

○寄留届も済み長男は補充兵だ、家は其儘そのまま焼払はれた

○早く家を取壊して焼いて仕舞へと巡査が強要した、焼かねば俺が火を点ける

○此の事実を何うどする、本社は事実を事実として報ず

4月1日

○部落民心理を解せぬから此んな事が出来るのだ、没常識極まる今回の事件、来別湯治中の某名士怒る

○予め社会施設を得て然る後なれば大問題にはならなかつた

○警保局大困り、事件の内容が不明で兎角とぐ一問題

○部落民救済、仏教連合会起つ、直に活動を開始す

4月2日

○突如検事局出勤す、焼跡現場に臨み実地調査、詳細聴取書を徹しつつあり、更に一大進展を見ん

○実に無法な事だ、総務会議の結果、特派された八並代議士語る

○困った事が出来た、県の報告よりも新聞が本当かもしれぬ、床次内相苦しがる

○別府の焼払事件は内閣の責任だ、大に責任を糾明せよ、門司にて八並代議士語る

○断じて許す事は出来ぬ、人類共存の意義を無視した行為といふべしだ、実況を視察して八並代議士語る

○29日付田中知事より床次内相宛報告―内務省発表―

4月4日

○逃を張る田中知事、「自分は余り克く知らぬから警察部長に聴いて呉れ」、内相宛報告に就て記者と知事との対話

○「放火罪の構成は必然、器物損棄罪も成立しやう」と無理解な下級官吏を罵倒しつつ、八並代議士別府

発帰京す

4月8日

○内務大臣へ警告、八並代議士帰京報告

4月21日

○最後の処分、男庭検事正の上京、司法当局と詳細の打合

4月22日

○八並氏等内相訪問、当局の意向質問

4月23日

○決して不問に付せぬ、鈴木検事総長は語る

4月24日

○警察官の行動も甚だ不穩当、今少し調査する、鈴木

検事総長談

4月28日

○両三日中に発展せん、田中知事の着京、内相官邸にて詳細報告

内容にかかわって三つの点を指摘、紹介しておきたい。その第一は、三月二十九日付で田中大分県知事が床次内相宛に提出した報告書である。その全文は管見する限りこれまであまり目にしていないので、差別用語も少ないが、旧漢字は新漢字に直し、句読点を付すのみにして、原文のまま紹介する。一歴史史料として了解願いたい。

管下別府町のヶ浜には絶えず山窩乞食の徒集まり、穢きたなき小屋掛を為し居り、彼等は常に別府市街地に出没し、其住民並に浴客等に不快不安の念を与へ居れるより、従来屢々しばしば之が退去方に苦心し来りたる処、昨今別府町の繁昌期に入りてより、彼等の来往日に多く加る傾きあるより、別府署に於ても一般公安保持上疎おろそかにすべからずとし、之に立退き方を懇諭し、尚立退後他の不良民等の来往せんことを慮り、各自

をして小屋の屋根蓋とせる菰蔕類を取除き、之を海岸一定の場所に集めて焼却せしめたり。

此類の立退きに対し、同所に存したる是等的小屋は総数一九戸にして、中には間口二間半奥行三間ばかりのものもあるも、之とて内部を四戸とし、四家族共棲せり。他の多くは間口二間奥行一間に過ぎざる狭隘のものにして、竹木片の類を以て支柱とし、之に前記の菰アンペラの類を懸けたる全然非人小屋なり。

右一九戸の非人小屋に居りし者は総数四三名にして、内二、三のものは竹細工を業とし、相当収入を得て生活せるも、多くは乞食にして強窃盗の前科者あり、又白痴癩患者少なからず、尙是等の仕事は所謂拾ひにて町内を徘徊しつつありて、湯屋稼、空巢狙を為す者多し。右之内立退かしめたるは本籍寄留籍を当地に有する者三戸（内一戸は納税せり）マイクロフィルム不能誌。

同所の一部は別府町を所有者にして、其一部私有地たるが、彼等は所有者の承諾を得ずして無断にて小屋掛を為したるものにて、所有者は皆平素より彼

等を立退かしむるよう要求し居りたるのみならず、大方の方向に於いて其己むなきに出でたる処置なる（全上不能誌）今回の処置は（全上）犯罪予防上の必要に出でたるものに有之、来る四月閑院宮殿下の御来県には何等関係なく、殆んど毎年実行致居候事有之候

そして『大分新聞』は最後に東京電話として「閑院宮御道筋よりのケ浜の小屋は目立つことなしと附言しあり」と記している。

この「報告書」を読むにあたっては、多分に別府署の「処置」が正当化される文脈となつてゐることは承知しておかねばなるまい。しかし、今や被災戸数や人数等については、詰めることの難しさは読みとれよう。われわれの体験では、かつて諸新聞が種々の集会について、主催者発表と警察発表を並記していた記憶があるが、そんな手法をとらざるを得ない部分もあるかと思われる。

第二の焼却の動機、理由についてである。前記報告書には「昨今別府町の繁昌期に入り」「一般公安保持上」と記されており、それも理由の一部ではあるが、『大

分新聞』の記事全体からしても、明らかに隠されている部分がある。

それは閑院宮載仁^{としひと}の大分来訪と別府宿泊である。前年開催の九州沖繩八県連合共進会の跡地で、四月七日に日本赤十字と篤志看護婦人会、愛国婦人会の大分県支部総会が開催され、日本赤十字総裁の閑院宮がこれに出席したのである。その日程は、六月に海路経由で別府棧橋に

大分新聞

夕刊

總裁宮を迎へて

大分市空前の盛儀

三大分支部總會

滞りなく終了す

雨の泉都に

春の一夜を明かさ給ひ

報じてる日本赤十字大分支部總會について
大分合同新聞(大正11年4月8日号)

上陸して、亀の井旅館に宿泊、翌七日総会に出席の後、大分連隊ほかにお成り、亀の井宿泊、八日別府駅より汽車で帰京、という日程であった。

この閑院宮来訪が十日後に迫った三月二十五日朝、藤

原兵六別府警察署長が署員に的ヶ浜地区の「処置」を命じたのであった。この「処置」にあたって、警察官が説諭の上片付け、焼却させたのか、それとも直接破壊し放火したのが問題となった。的ヶ浜事件が全国的にも報道されたのち、「事実なら残念だ」という福田閑院宮付武官のコメントがあり、同道予定であった閑院宮妃の来県中止も発表され、憶測を呼んだが、宮妃は「御徴恙」の由であった。『別府・的ヶ浜事件真相』の序文に篠崎蓮乗^{れんじょう}も、「宮殿下御入来に際し、汽車より遠くのヶ浜辺や弓掛松を望ませらるる時、松並木の中に彼等の小屋が散見せらるとて、焼捨てる程の事はあるまい」と記している。主な理由が閑院宮対応にあった事は、警察の否認にもかかわらず公然の秘密であったと思われる。

第三は地元別府の動きである。まず、『報知新聞』四月二日号(『新聞集録大正史』所収)に、『大分新聞』にも見られない別府町長のコメントが掲載されているので、全文を紹介しよう。

大分県別府町郊外的ヶ浜の貧民部落焼払事件について、知事から内務省へ報告した公電は実地と符合

せぬ点があるので、さらぬだに激昂げききやうしている被害者や町民は、当局の無謀な処置を矯正せしねば、安心して生活して行けぬといきまいてる。右につき別府町長佐藤綱五郎氏は語る。

「実に怪けしからぬ、聖代の恨事こんじだ。恰あたも燕が南や北と飛回って漸く落着き場所を定め、藁や土塊を一つ一つと精出しながら運んで営み上げた大切な巢を、茶目盛りの子供が竿を振って打壊したといふむごい悪戯いたづらと少しも変わらぬ。的ヶ浜の焼払事件は人道上の大問題といはねばならない。

それが、一定の職業もなく、又社会に害毒を流す底の者ならいざ知らず、竹細工や日傭人夫やそれぞれ定まった職業を持ち、一定の税を納めて居るいはゆる町民公民の住むべき家屋を、たとひむさ苦しくとも穢けがないとても、焼払ふという事は、三つ兎に聞かせても良い事だとは云うまい。

又仮に一步を譲り、それらの人を浮浪者と認めて連中の屯することを防止しやろうとするならば、其人々を郷里へ帰らせるか、或いは相当の保護手当を与へるだけの準備と方策が必要であらねばならぬ。

それにも拘らず、家を焼払ったまま此地を立去れと嚴重に命令して追払ふなどは、実に残酷極まる仕打かつかくで、町として目下取調中の事項もあるので、斯これ々々も金の有無が先決問題である。

当町も近年著しく膨脹してゆく以上、各種の社会事業も施設せねばならぬ事はよく知って居るが、何分金が無いので手も足も出ぬ。そして今回の事件に關しても、先づ住むに家なき者を救ふといふ急がい仕事を先にして、夫からこの人々をいかに導いて行くかが研究問題である。

『報知新聞』や佐藤町長の政党上の立場もあろうが、スタンスの明瞭な発言である。

『大分新聞』三月二十九日号によれば、事件の翌二十六日には、西法寺住職速水宗慶、浄土真宗大谷派布教師、篠崎蓮乗を中心に至心会が組織され、罹災住民のための長屋建設の準備が進められている。

至心会には二十八日までに、亀の井旅館の油屋熊八の三十円をはじめ、河村万平・河村観三・武田綾太郎・梅

田凡平らから計八十円の現金と材木や戸障子類が寄せられ、「五間長屋五棟を建てて部落民を収容し、月五十銭乃至一円の会費並に家賃を出さしめ、之を会の基金に蓄積し、一方該長屋には浴場・理髪店・法話室・修学室等を設け」る計画であった。そして二十九日には着工の手はずだとも記されているが、着工、完成の記事はない。

『別府的ヶ浜事件真相』には第一次入居予定者名や人員が計十六所帯八十名と記されている。結局「其筋の圧迫により一頓挫」したという。速水・篠崎両師はその後も別府町内の各住職に呼びかけて海門寺で集会を開き、仏教連合会の事業としてこれを継承すること、高野山での全国集会にも提起することなどを決議している。

なおそのほか、憲政会八並代議士の調査には、地元の高野綱良その他有志が同道していた。

しかし、『大分新聞』見出し一覽でわかるとおり、最後は検事局預かりとなり、罹災者同意の上の「処置」であったかどうかが問題となり、最終的には握りつぶされた模様である。四月二十八日以降は『大分新聞』紙上にも記事を見出す事はできない。憲政会もここで矛を収め、別府町民の批判・支援も終息したのであろう。ホームレ

ス達の行方及び至心会の後はもちろんわからない。

四 事件の背景

的ヶ浜事件の背景としては、先ず前提として、別府町の膨脹・発展がある。明治末以来、五年ごとの別府町の人口統計を見ると、毎回五、六千ずつの増加が見られる。そして初国勢調査の大正九年、すでに戸数が六三三九、人口が二万八六四七であり、同十三年には市制を施行、十四年には八七四八戸、三七五一九人となるのであった。人口増加の波は石垣村をはじめ隣接する周辺部にも及びつつあった。

同九年には大阪商船専用コンクリート棧橋が竣工して、海岸埋め立ても行われ、翌十年には地獄循環道路が竣工、別府・亀川間の国道三号線が海岸付替えとなった。やがて日豊線も全線開通する。観光都市、保養都市たる別府は、その近郊にホームレスをも寄生させ得るに十分な街に成長していたのである。

そんな中、警察行政は貴賤淨穢の理念を根底にホームレス強制退去の「処置」を強行し、広く世論の指弾を受

けつつも、結果としてこれを貫徹したのであった。

すでに大正九年より毎年別府夏季大学も開催されて、デモクラシー思想、人権意識も浸透しつつあったとはいえ、至心会が唱えるようにホームレスに何らかの施設をして彼らを包摂し、共生して行くという段階には到達していなかったのである。政党間抗争もあって警察批判はかなりの広がりを示したものの、検事局の裁定と警察の妨害を乗り越えて、至心会の構想を実現して行くほどの力は、当時の別府町内には未だ蓄積されてはいなかったといわねばならない。

的ヶ浜事件の約二か月前には京都市で、非差別部落民衆自らの力を結集して開放を勝取ろうと、全国水平社の創立大会が開かれており、このあと各府県水平社の結成が急がれる。

的ヶ浜隠士による『別府・的ヶ浜事件真相』はその序文が四月十七日（篠崎蓮乗）と五月一日（近藤光分）、刊行が五月二十五日となっている。至心会の構想を別府で実現することはできなかったが、篠崎は九州福岡県・佐賀県・熊本県水平社創立のために奔走したという。本書を携えて、権力の非道を訴えたのであろう。

なお大分県水平社も他県よりやや遅れて事件の二年後に当別府の豊玉館で発足するが、的ヶ浜事件とは直接のつながりは見られないといわれている。

※本稿は、平成十三年六月二十四日（日）の別府史談会総会での講演をもとに、かなりの加除を行い、再構成したものです。お互いに、可能な範囲の史料の収集保存に励み、交換しあいましょう。別府史談会の御発展をお祈りします。



大分県水平社の創立大会の開催された豊後館のち帝国館・泉都産と改称される。